

防衛省職員（社会福祉士）募集のお知らせ

自衛隊中央病院では、下記により防衛省職員を募集しております。

1 採用職種、採用人員、勤務先及び職務内容

採用職種	採用人員	勤務先（所在地）	職務内容
社会福祉士	1名	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）	医療福祉、病診連携に関する業務

※採用後の人事管理は防衛省の方針によります。（将来、転勤の可能性あります。）

2 採用予定年月日

平成30年4月1日

3 応募資格

社会福祉士の資格保有者

次のいずれかに該当する者はこの試験を受験することはできません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 自衛隊法第44条の2（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）に該当する者（この選考による官職では、平成30年度中に60歳に達する者）は、法令の規定により、採用できません。

4 試験日、試験の種目及び試験地

試験日	試験の種目	試験地（所在地）
平成30年2月13日（火）	論文試験	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）
	口述試験	
	身体検査	

5 試験の種目及び内容

試験の種目	試験の内容
論文試験	課題に対する総合的な理解力、思考力及び表現力についての筆記試験
口述試験	人柄及び対人的能力等についての面接試験
身体検査	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影含む）、尿、その他一般内科系検査

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 事務官等応募票 2部（必要事項を記入し、写真（申込前6ヶ月以内撮影、脱帽、正面向き上半身のもの、縦4cm×横3cm、本人と確認できるもの。写真の裏面には氏名を記入）を貼ったもの。）
 ※ 写真が貼られていない場合又は写真が不鮮明等受験写真として不適当な場合は受理しません。
- イ 最終学校の卒業証書の写し又は修業証明書 1部
- ウ 社会福祉士免許の写し 1部
- エ 宛先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）

(2) 受付期間及び受付時間

平成29年12月18日（月）～平成30年1月19日（金）

注1：郵送によるお申し込みは、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物とし、平成30年1月19日（金）必着のもののみ受け付けます。また、郵便局の「受領書」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいてください。

注2：持参によるお申し込みは、平成29年12月18日（月）～平成30年1月19日（金）の午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の間に受け付けます。

- (3) 事務官等応募票請求先及び提出先
自衛隊中央病院 総務部総務課職員班 採用試験担当 奥出
〒154-8532 東京都世田谷区池尻1-2-24
(電話03-3411-0151 内線6126)

※ 郵便により請求する場合は、封筒の表に「事務官等応募票請求(社会福祉士)」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:縦33.2cm×横24cm)を同封して下さい。
※ 防衛省、陸上自衛隊及び自衛隊中央病院の各ホームページ上からダウンロードすることも可能です。(印刷時、必ず両面印刷にしてください。)

7 合格者の発表

平成30年3月中旬～下旬

受験者全員に書面にて通知します。また、電話による問い合わせには応じません。

8 給与等

採用時の給与は、学歴・経験等により異なります。

次の表は、新規大学卒業者の例です。

適用俸給表	俸給月額	地域手当額	合計
行政職(一)1級17号俸	162,700円	32,540円	195,240円

注:この他、次の諸手当が支給されます。

- 扶養手当:扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円等
 - 住居手当:借家(賃貸のアパート等)に住んでいる者等に、月額最高27,000円
 - 通勤手当:交通機関等利用者に、1ヶ月当たり最高55,000円
 - 期末手当・勤勉手当:1年間の俸給などの約4.30月分
 - その他:超過勤務手当等
- ※ 上記の給与額は、平成29年4月1日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」及び「防衛省の職員の給与等に関する法律」等の規定によるものです。

9 勤務時間及び休暇

勤務時間は、原則として1日7時間45分、土・日曜日及び祝日等は休みですが、土・日曜日及び祝日等を含め、月2回程度の勤務時間外救急受付業務(土・日曜及び祝日等は24時間勤務)があります。

休暇については、年次休暇は年20日(残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏期・結婚・出産・忌引・子の看護、ボランティア等)、介護休暇があります。